

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案概要

1. 趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるために、令和2年2月27日に、全国の小学校等について、臨時休業の要請がなされたことを踏まえ、子どもを持つ労働者の有給の休暇取得を支援するため、両立支援等助成金に暫定的な特例措置を講ずることを内容とする雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の改正を行う。

2. 改正の概要

- 両立支援等助成金制度において、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を創設する。
- 令和2年2月27日から同年3月31日までの間における（1）の①又は②の有給休暇について、（1）に該当する事業主に対して、（2）に定める額を支給するものとする。
 - （1） 次のいずれかに該当する事業主
 - ① その雇用する被保険者が、小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校その他の雇用環境・均等局長が定める施設及び事業（②において「小学校等」という。）のうち、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業その他これに準ずる措置を講じたものに就学等している子どもの世話をその保護者として行うための有給休暇（労働基準法第39条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。以下同じ。）の申出をした場合に、当該被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主
 - ② その雇用する被保険者が、小学校等に就学等している子どもであって、新型コロナウイルス感染症の病原体に感染し、又は感染したおそれのあるものの世話をその保護者として行うための有給休暇の申出をした場合に、当該被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主
 - （2） （1）の①又は②に該当する有給休暇に係る者1人につき、（1）の①又は②の事業主が支払った賃金の額に相当する額として雇用環境・均等局長の定める方法により算定した額（その額を当該賃金の支払の基礎となった日数で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額）
- その他所要の規定の整備を行う。

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第6号及び第2項

4. 公布日等

公布日：令和2年3月中旬

施行期日：公布の日

（※令和2年2月27日以降の有給休暇について適用する。）